

# 小城市庁舎防災機能強靱化事業プロポーザル実施要領

## 1. 事業の概要

### (1) 目的

地球環境やエネルギー活用に対する意識の高まりや、近年の気象環境の変化を起因とする大型台風や河川の氾濫等による自然災害などのリスク対策の必要性が増すなど、本市を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中、本市の環境対策及び防災対策の指針となる「第2次小城市環境基本計画（平成30年2月）」及び「小城市国土強靱化地域計画」のさらなる推進と拡充が求められており、特に、防災対策に関しては、「小城市国土強靱化地域計画」において、市庁舎は災害に強い安定した防災拠点である必要がある。

こうしたことから、本市では、環境省が令和3年度から実施予定の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」補助事業等（以下、「レジリエンス事業」という。）を活用し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時の事業継続性の向上に寄与するエネルギー供給等の機能の発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を設置し、その効果を調査・分析・検証していくものである。

### (2) 実施条件

本事業に関する公募型プロポーザルは解除条件付きの募集であり、以下の場合、本件は提案を募集したことに留まり、事業化されないものとする。

- ・令和3年度に予定されている環境省の「レジリエンス事業」が実施されなかった場合
- ・本市による環境省の「レジリエンス事業」への申請が不採択の場合
- ・議会の同意が得られないこと等により予算化されなかった場合。または、当該契約について議会から否決された場合

### (3) 事業の内容

別記1「小城市庁舎防災機能強靱化事業仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書は、最優秀提案者として選定された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

### (4) 対象施設

小城市庁舎

### (5) 履行期間

契約日から令和4年3月31日まで（ただし、「レジリエンス事業」に係る範囲について、令和4年1月31日まで。）

(6) 契約

仕様書記載の事業内容について、それぞれ個別に契約を締結（実施設計業務及び設備導入工事）する。また、設備導入業務については、「レジリエンス事業」の交付決定通知後に契約を締結するものとする。

(7) 提案上限額

提案上限額の設定はなしとする。

※提案額が、必ずしも本事業の契約額となるものではない。

(8) 提案の種別

本事業は、「レジリエンス事業」の補助金採択に向け、当該補助金の申請範囲においては、災害時の機能発揮及び平時の温室効果ガス排出抑制の両立が可能となる提案を行うこと。

また、価格の提案の際に、実施設計業務、設備導入工事に区分するほか、設備導入工事について、「補助事業」と「補助事業外」とに区分して示すこと。

(9) 再委託および下請について

本事業の一部再委託または下請（以下、「再委託」という。）については、契約の適切な履行の確保に支障がないと認められる場合に限り、次の条件で行うことができるものとする。

- ① 再委託する場合は、書面により本市の承諾を得るものとする。
- ② 受注者は、再委託の相手方が契約の条件を遵守して履行を行うよう指導し、また、再委託の相手方が再委託した内容に関し行った全ての行為について、再委託の相手方と連帯し、その責任を負うものとする。
- ③ 受注者は、再委託の相手方が契約の条件に違反したことにより、本市または第三者に損害を与えたときは、再委託の相手方と連帯して賠償の責任を負うものとする。
- ④ 受注者は、再委託の相手方に対する対価の支払等について、適正な取扱いを行うものとする。
- ⑤ 受注者は、再委託の相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団関係者または暴力団関係者と密接な関係を有する者でないことを確認するものとする。
- ⑥ 受注者は、再委託の相手方が暴力団または暴力団関係者から事業の履行の妨害その他の不当な手段による要求を受けたときは、発注者に報告するとともに所轄の警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うものとする。

## 2. プロポーザル方式を採用する理由

本事業は、防災拠点である庁舎の業務継続性の確保として72時間以上の非常用電源確保を行うため、国の補助事業である「レジリエンス事業」を活用し、平時における温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能が発揮可能となり、災害時の事業継続性の向上にも寄与する再生可能エネルギー設備等を導入するものである。

上記要件を達成するためには、再生可能エネルギーに係る技術能力、豊富な経験及び高い専門知識を有する事業者及び省エネルギー機器に係る技術能力、豊富な経験及び高い専門知識を有する事業者からの提案を幅広く公募する必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用するものとする。

## 3. 参加資格

### (1) 応募者の資格要件

- ① 応募者は、グループ構成とし、代表者とすべての構成員は日本国内の企業であること。
- ② 応募者は、小城市との協議、調整に十分な能力を有し、本事業を十分に遂行できると認められる者であること。
- ③ 応募者は、参加表明時に全構成員を明らかにして、各々の役割分担を明確にすること。
- ④ グループの代表者は、小城市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ⑤ グループの代表者もしくは構成員に、過去5年（平成27年4月1日以降）以内に、国が実施した省エネルギー関連補助事業を元請として竣工した実績を有する者がいること。
- ⑥ グループの代表者もしくは構成員に、建設業法に基づく「特定建設業の電気工事業」及び「特定建設業の管工事業」について許可を受けている者がいること。
- ⑦ グループの代表者および構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ⑧ グループの代表者および構成員は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づき一般競争入札に参加することができない者でないこと。
- ⑨ グループの代表者および構成員は、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に本市の入札参加資格の認定手続きを完了している者であること。
- ⑩ 1グループの代表者および構成員は、この公募型プロポーザルに参加する他のグループの代表者及び構成員ではないこと。
- ⑪ 下請業者として、小城市内に本社を置く業者を積極的に活用するグループであること。

### (2) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者となることできない。

- ① 不渡手形又 不渡小切手を発行し銀行当座取引停止を受ける等、経営状況に関して著しく不健全な者。
- ② 法人等の役員または経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団関係者または暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる場合。

#### 4. 全体スケジュール内容

	日 程
公募開始（ホームページ掲載）	令和3年1月13日（水）
参加表明書受付	令和3年1月14日（木）から 令和3年2月3日（水）まで
参加表明に関する質問受付期限	令和3年1月28日（木）
参加表明に関する質問回答期限	令和3年1月29日（金）
参加資格確認通知書	令和3年2月8日（月）
提案書に関する質問受付期限	令和3年2月22日（月）
提案書に関する質問回答期限	令和3年2月26日（金）
提案書提出期限	令和3年3月5日（金）
プレゼンテーションによる審査	令和3年3月12日（金）（予定）
最優秀提案者の選定	令和3年3月16日（火）（予定）
契約締結日	（仮契約） 令和3年7月予定 （補助金交付決定通知後） （本契約） 令和3年第3回定例議会 （9月議会） 議決後

#### 5. プロポーザルの公募の周知方法

##### （1）公募期間

令和3年1月13日（水）～令和3年2月3日（水）

##### （2）周知方法

小城市ホームページに掲載。

#### 6. 参加表明書及び資格確認書類 提出

事業者は、本プロポーザル参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出すること。

##### （1）受付期間

令和3年1月14日（木）から令和3年2月3日（水）まで（必着）

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（2）提出方法

郵送または持参とする。

（郵送の場合は、書留、その他の到達を確認できる方法によること。）

（3）提出先

事務局：小城市総務部財政課契約管財係（小城市役所西館2階）

TEL：0952-37-6117

E-mail：zaisei@city.ogi.lg.jp

（4）提出書類

次の書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4サイズでまとめたものを提出すること。（ファイル等に綴じる必要はない。）

《参加表明書作成要領》

① プロポーザル参加表明書（様式第1号）

代表者が作成すること。

② グループ構成表（様式第2号）

応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

③ 各役割の責任者業務実績表（様式第3号）

各資格者免許証等（写し）を添付すること。

④ 実績一覧表（様式第4号）

契約書など事業内容が分かるもの（写し）を添付すること。

⑤ 建設業法に基づく「電気工事」及び「管工事」に係る特定建設業許可書（写し）

⑥ 代表者およびすべての構成員で必要な書類

ア．企業概要（様式第5号）

※小城市の入札参加資格審査申請受付簿に登載されていない者は、以下の書類を合わせて提出すること。

イ．誓約書（様式第6号）

ウ．履歴事項全部証明書（法人のみ、申込日前3ヵ月以内のもの、写し可。）

エ．国及び地方税の未納がない証明書（申込日前3ヵ月以内のもの、写し可。）

オ．業務に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ．財務諸表類（直近1年度のみ。）

（5）参加資格確認結果通知

令和3年2月8日（月）に参加資格の確認結果について、電子メール及び書面にて送付する。

## 7. 質問書の提出及び回答

参加表明書及び提案書の作成にあたり質問がある場合、以下のとおり質問を受け付けるものとする。なお、本案件の趣旨からかけ離れた質問や、電話または来訪による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

- (1) 提出書類 「質問書（様式第7号）」に記載の上、提出すること。
- (2) 提出期間  
令和3年1月14日（木）から1月28日（木）午後5時まで  
ただし、提案書に対する質問については、令和3年2月22日（月）まで
- (3) 提出方法  
電子メール（表題に「プロポーザル質問書」と明記。）  
※送信後に電話にて着信確認を行うこと。
- (4) 提出先  
事務局（前記6（3）に同じ）
- (5) 回答方法  
質問に対する回答は、令和3年1月29日（金）までに小城市ホームページにおいて公表するものとする。提案書に対する回答は、参加表明書に記載された担当者の電子メールに令和3年2月26日（金）までに回答する。

## 8. 参考資料の閲覧

- (1) 参考資料の閲覧については、公募開始日から提案書提出期限の前日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 参考資料の閲覧を希望する際は、事前手続きとして調査日時、責任者名、連絡先を事前に担当事務局へ申請するものとする。なお、本市にてスケジュール調整を行うので、これに従うこと。
- (3) 参考資料の閲覧にあたっては、閲覧する者の所属企業が確認できる身分証明書を携帯し、本市の求めに応じてこれを提示すること。
- (4) 閲覧に供する参考資料の貸し出しは、原則として行わない。参考資料の電子データ等は提供するので事務局に電子メールにて参考図書提供申込書（様式第8号）を添えて申し出ること。

## 9. 現地調査

- (1) 現地調査については、公募開始日から提案書提出期限の前日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 現地調査を希望する際は、事前手続きとして調査日時、責任者名、連絡先を事前に担当事務局へ申請するものとする。なお、本市にてスケジュール調整を行うので、これに従うこと。

- (3) 現地調査にあたっては、調査する者の所属企業が確認できる身分証明書を携帯し、本市の求めに応じてこれを提示すること。

## 10. 提案書の提出

参加資格確認結果通知書を交付された事業者は、本プロポーザルの提案書を本市へ提出すること。

- (1) 受付期間 令和3年3月5日（金）まで（必着）  
受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）
- (2) 提出方法  
郵送または持参とする。  
(郵送の場合は、書留、その他の到達を確認できる方法によること。)
- (3) 提出先  
事務局（前記6（3）に同じ）
- (4) 提案書の提出書類  
代表者は、本プロポーザルの提案書を作成し、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4サイズでまとめたものを提出すること。（ファイル等に綴じる必要はない。）
  - ① 提案書（様式第9号）は、応募者1者につき1案とし、提出すること。
  - ② 書類については、原則A4判の用紙とする。なお、必要に応じてA3判折り込みも可とする。また、カラー印刷も可とする。
  - ③ 提案書の作成に関する言語は日本語、単位は日本の標準時及び計量法、通貨は日本円によるものとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。
  - ④ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものにならないよう留意すること。
  - ⑤ 提出部数 正1部、副8部とし、要約版を別途指示する場合は必要部数を提出すること。

## 11. 提案書に係る記載事項等

提案書の記載については別記2「提案書作成要領」に記載された要件を満たす内容とすること。

## 12. 選定方法

本実施要領及び仕様書に定める事項を満たした事業者について、「小城市庁舎防災機能強靱化事業プロポーザル選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、最優秀提案者を選定する。

提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が優れている事業者を最優秀提案者として選定する。

(1) 審査日程

内容：プレゼンテーション

期日：令和3年3月12日（金）（予定）

※応募参加資格確認結果通知と併せて日程を通知する。

提案時間：説明40分以内、質疑20分程度

参加人数：5名まで

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに行うこととし、説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。その場合、パソコンは事業者が持参すること。（スクリーンとプロジェクターは本市にて用意する。）
- ・提出された提案書をもとに、プレゼンテーション用資料を再構成することは可能とする。ただし、プレゼンテーション当日に追加資料を配布することは不可とする。
- ・指定した時間に遅れる場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情があると本市が認める場合はこの限りではない。

(2) プロポーザル結果通知

プロポーザルの審査結果は、令和3年3月16日（火）（予定）に、参加者全員にその結果を書面にて通知するとともに小城市ホームページで公表する。

(3) プロポーザル審査基準

プロポーザルの審査における主な評価項目について、別紙審査項目のとおりとする。

13. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 本実施要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- (3) 提出書類及び提出する方法が本実施要領に定める事項に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

14. その他

- (1) 本プロポーザルで提出された提案書の内容（工期及びCO2削減効果等）については、確実に履行できるものとする。なお、事業者側の責により提案書に記載した内容を履行できなかった際に生じる損害については、原則として事業者が負うものとする。
- (2) 本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできないものとする。

- (3) 本実施要領に基づき事業者が提出する書類の著作権は、事業者に属する。ただし、本市が事業者の承諾を得た場合には、本実施要領に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 本市が配布する資料等は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (5) 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「提案辞退届（様式第10号）」を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の事業発注等に不利益な扱いを受けるものではない。
- (6) 提出された書類については、原則として提出期限以降の差し替え、訂正及び再提出認めないものとし、また、返却しないものとする。ただし、必要に応じて、本市から追加資料を求めることがある。
- (7) 本プロポーザルにおいて、市の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀提案者の選定を行わないものとする。また、応募者が1者の場合であっても、本市の要求を満たす提案であり、各選定委員の評価点の合計が560点以上（800点満点）であれば、その者を最優秀提案者として選定する。
- (8) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された最優秀提案者が本実施要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該提案者と契約を締結しないものとする。
- (9) 本プロポーザルの審査結果に対する異議申立てはできないものとする。
- (10) 本プロポーザルの提案者のうち最優秀提案者として選定されなかった者は、書面によりその理由について、通知の日の翌日から5日（休日を含まない。）以内に説明を求めることができる。
- (11) 本実施要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び小城市条例規則等の定めるところによるものとする。